

# 社会福祉法人久比岐福祉会 役員報酬規程

(昭和61年12月5日規程第2号)

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人久比岐福祉会の役員の報酬及び支給方法について必要な事項を定めることを目的とする。

## (報酬)

第2条 役員の報酬は、年額次のおりとする。但し1会計年度に1回以上理事会、監査会への出席があった者に支給する。

理事長 180,000円

理事 36,000円

監事 36,000円

## (報酬の支給)

第3条 報酬の支給は、毎年度末月とする。ただし、任期満了、辞職、死亡等によりその職を離れたとき又は新たに就任した者の報酬は、報酬年額を12で除し、就任月数で乗じた額とする。

## 附 則

この規程は、昭和61年4月1日より適用する。

附 則 (平成29年6月22日規程第4号)

この規程は、平成29年6月22日より適用する。

附 則 (令和6年6月11日規程第2号)

この規程は、令和6年7月1日より適用する。